

徳山・下松・光・新南陽港区海の日協賛会規約

(目的)

第1条 海が果たす役割の重要性を認識してもらおうと共に徳山下松港の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 「徳山・下松・光・新南陽港区海の日協賛会」(以下「協賛会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 協賛会の事務所は、山口運輸支局徳山庁舎内に置く。

(事業)

第4条 協賛会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海の月間中における行事
- (2) 海事思想の普及・宣伝に関すること

(会員)

第5条 協賛会は、第1条の目的に賛同する者で構成する。

(会員名簿)

第6条 協賛会は、会員名簿を備え置き、会員の登録を行う。

(役員の数)

第7条 役員の数、次の通りとする。

- 会 長 1名
- 副会長 5名以内
- 理 事 20名以内
- 監 事 1名

- 2 会長は周南市長とする。
- 3 副会長は理事のうちから会長が指名する。
- 4 理事及び監事は会員の内から会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、現に所属する団体の任期とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、協賛会を代表し、事業を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、協賛会の事業の執行の責に任ずる。
- 4 監事は、協賛会の会計を監査する。

(役員会)

第10条 役員会は、協賛会の最高意思決定機関であって、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約に関すること。(但し軽微な事項は除く。)
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

(役員会の構成)

第11条 役員会は、会長・副会長・理事並びに監事で構成する。

(役員会の召集)

第12条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員 $\frac{3}{4}$ 以上から要求があったとき会長が召集する。

- 2 会長は、役員会を招集しようとするときは、会議の1週間前までに、議題・日時並びに場所を示した文書をもって、役員に通知しなければならない。

(役員会の議決)

第13条 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席により成立し、会長が議長となる。

- 2 役員会の議事は、出席役員 $\frac{2}{3}$ 以上をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員は、役員会に出席できない理由が生じた場合は、代理人を出席させることができる。

(特別部会の設置)

第14条 会長は、必要と認める場合は、役員を指名し、特定の事項につき特別部会を設置して審議させることができる。

(事業年度)

第15条 協賛会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第16条 協賛会の経費は、配付金・分担金・寄附金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎事業年度事業計画及び予算を作成し、役員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎事業年度事業実施状況及び決算書類を作成し、監事の監査を受けた後役員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(監査報告)

第19条 監事は、役員会において監査の結果を報告しなければならない。

(協賛会の庶務)

第20条 協賛会の庶務は、山口運輸支局徳山庁舎内に置く。

附則

第1条 この規約は、平成15年5月13日から施行する。

第2条 平成8年4月1日施行の徳山・下松・光・新南陽港区海の日協賛会規約は、平成15年5月12日をもって廃止する。

